

2015再防発第13号
2015年 7月31日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

日本原燃株式会社
再処理事業部防災管理部長
[REDACTED]

「再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画」の
内容の一部読み替えについて

2015年3月30日付、2014再防発第48号にて届け出ました弊社「再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画」につきましては、「原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正に伴い、添付資料のとおり読み替えいたしますのでご連絡いたします。

なお、本読み替えは2015年8月1日より適用いたします。

添付資料

「再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/1)

修 正 前	修 正 後	修正理由												
<p>別表1 原災法第10条第1項に基づく通報事象 (3/5)</p> <table border="1"> <tr> <td>(5) 全動力電源喪失</td><td>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (1) 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができないこと。</td></tr> </table> <p>別表1 原災法第10条第1項に基づく通報事象 (4/5)</p> <table border="1"> <tr> <td>(6) 燃料プール水位異常低下</td><td>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。</td></tr> <tr> <td>(7) 制御室使用不能</td><td>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (3) 再処理施設の制御室が使用できなくなること。</td></tr> </table>	(5) 全動力電源喪失	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (1) 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができないこと。	(6) 燃料プール水位異常低下	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。	(7) 制御室使用不能	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (3) 再処理施設の制御室が使用できなくなること。	<p>別表1 原災法第10条第1項に基づく通報事象 (3/5)</p> <table border="1"> <tr> <td>(5) 全動力電源喪失</td><td>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号<u>リ</u> (1) 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができないこと。</td></tr> </table> <p>別表1 原災法第10条第1項に基づく通報事象 (4/5)</p> <table border="1"> <tr> <td>(6) 燃料プール水位異常低下</td><td>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号<u>リ</u> (2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。</td></tr> <tr> <td>(7) 制御室使用不能</td><td>通報すべき事象等に関する規則第7条第1号<u>リ</u> (3) 再処理施設の制御室が使用できなくなること。</td></tr> </table>	(5) 全動力電源喪失	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号 <u>リ</u> (1) 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができないこと。	(6) 燃料プール水位異常低下	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号 <u>リ</u> (2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。	(7) 制御室使用不能	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号 <u>リ</u> (3) 再処理施設の制御室が使用できなくなること。	・「原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の改正に伴う変更
(5) 全動力電源喪失	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (1) 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができないこと。													
(6) 燃料プール水位異常低下	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。													
(7) 制御室使用不能	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号チ (3) 再処理施設の制御室が使用できなくなること。													
(5) 全動力電源喪失	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号 <u>リ</u> (1) 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができないこと。													
(6) 燃料プール水位異常低下	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号 <u>リ</u> (2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。													
(7) 制御室使用不能	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号 <u>リ</u> (3) 再処理施設の制御室が使用できなくなること。													